

## 浦安市規則第44号

浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付規則の一部を改正する規則

浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付規則（平成30年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、V2H充放電設備」を「及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）、V2H充放電設備、集合住宅用充電設備並びに住民の合意形成のための資料」に、「断熱窓を」を「断熱窓、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料を」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「記録されている者」の次に「（集合住宅用充電設備を導入する者及び住民の合意形成のための資料を作成する者は除く。）」を加え、同条第1項第2号イ中「設備及びこれに付属する」を「定置型の」に改め、同項第4号及び第5号中「電気自動車」を「電気自動車等」に改め、同項に次の2号を加える。

(6) 集合住宅用充電設備を導入する場合 次のいずれにも該当すること。

ア 本市に所在する既存の共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）に集合住宅用充電設備を導入する管理組合又は所有者であり、集合住宅用充電設備の導入にあたって、国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「クリーンエネルギー補助金」という。）の交付決定通知を受けていること。

イ 集合住宅用充電設備を導入するマンション等の居住者が利用することができる集合住宅用充電設備をマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）に導入していること。

ウ 別表において、住民以外も集合住宅用充電設備を利用することができる場合の補助を受けようとするときは、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から、住民以外も集合住宅用充電設備を利用することができることを確認できる案内板を設置していること。

(7) 住民の合意形成のための資料を作成する場合 集合住宅用充電設備を導入しようとするマンション等の管理組合が、集合住宅用充電設備の導入についての住民の合意形成のために必要とする資料を作成していること。

第2条第3項中「電気自動車」を「電気自動車等及び住民の合意形成のための資料」に改め、同項を第5項とし、同条第2項本文中「前項」を「前2項」に、同項ただし書中「電気自動車」を「電気自動車等」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項に該当する者が、導入する設備と同種の補助対象設備に対し、自らがこの規則に基づき補助を受けている場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、補助対象設備の工事が自らがこの規則に基づき補助を受けた補助対象設備の工事でない場合については、この限りでない。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

2 補助対象設備をリースで導入する場合は、前項の補助対象者に加え、リース事業者も補助対象者とする。

第4条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、リースにより設備等を導入しようとする申請者は、浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（リース用）（別記第2号様式）により、申請しなければならない。

第4条第2号中「補助対象設備」の次に「（住民の合意形成のための資料を除く。）」を加え、「含む」を「含み、集合住宅用充電設備については、平面図を含む」に改め、同項第4号中「電気自動車」を「電気自動車等」に改め、同号イ中「電気自動車」を「電気自動車等」に改め、「写し」の次に「（電子車検証の場合は、自動車車検証記録事項の写しを併せるものとする。）」を加え、同項第5号中「電気自動車」を「電気自動車等」に改め、同項第11号を同項第16号とし、同項第10号中「補助対象設備」の次に「（住民の合意形成のための資料を除く。）」を加え、「電気自動車」を「電気自動車等」に改め、同号を第15号とし、同項第9号中「補助対象設備」の次に「（住民の合意形成のための資料を除く。）」を加え、同号を第14号とし、同項第8号を同項第13号とし、同項第7号を同項第12号とし、同項第6号中「補助対象設備」の次に

「（住民の合意形成のための資料を除く。）」を加え、「（補助対象設備が設置された住宅を購入する場合は、当該住宅の引渡日が確認できる書類）」を「又は補助対象設備が設置された住宅の引渡日を確認できる書類」に改め、同号を第11号とし、同項第5号の次に次の5号を加える。

(6) 補助対象設備の導入をリースで行う場合については、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類、リース契約書の写し及び貸与料金の算定根拠明細書（別記第3号様式）

(7) 集合住宅用充電設備を導入する場合については、次に掲げる書類

ア クリーンエネルギー補助金に係る交付申請書及び交付決定書の写し並びに実績報告書その他書類

イ クリーンエネルギー補助金に係る交付決定後に変更の申請を行っている場合については、クリーンエネルギー補助金に係る額の確定書類の写し

ウ 別表において、住民以外も集合住宅用充電設備を利用することができる場合の補助を受けようとするときは、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から、住民以外も集合住宅用充電設備を利用することができることを確認できる案内板と周囲の景観を確認できる写真

エ 管理組合の代表者が選定されたことを証する書類の写し（マンション等の所有者である場合は除く。）及び当該代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し

オ マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条に規定する確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが分かる書類）

(8) 住民の合意形成のための資料については、次に掲げる書類

ア 前号エ及びオに掲げる書類

イ 作成した集合住宅用充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し及びマンション等の管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録

(9) 申請者が法人の場合については、登記事項証明書（現在事項全部証明書

又は履歴事項全部証明書)

(10) 補助対象設備の導入に係る費用の支払を証する書類（補助対象設備の導入をリースで行う場合は除く。）

第6条中「別記第2号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第7条中「別記第3号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、リースにより補助対象設備を導入しようとする者は、委任状（別記第6号様式）を併せて市長に提出しなければならない。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（処分の制限）

**第10条** 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備（住民の合意形成のための資料を除く。）について、市長が定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書（別記第7号様式）により市長に申請し、承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項に規定する財産処分制限期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム 6年
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム 6年
- (3) 断熱窓 10年
- (4) 太陽熱利用システム 15年
- (5) 電気自動車等 4年
- (6) V2H充放電設備 5年
- (7) 集合住宅用充電設備 5年

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認・不承認通知書（別記第8号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、財産処分制限期間の満了日までの月数（1月に満たない期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を返還しなければならない。

5 市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

別表家庭用燃料電池システムの項省エネルギー設備の要件の欄中「国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、」を削り、「指定」を「機器登録」に改め、同欄に次のただし書を加える。

ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。

別表家庭用燃料電池システムの項補助金の限度額の欄を次のように改める。

100,000円
----------

別表定置用リチウムイオン蓄電システムの項省エネルギー設備の要件の欄を次のように改める。

国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
--------------------------------------------------------------------

別表断熱窓の項省エネルギー設備の要件の欄(1)中「令和元年度」を「令和3年度」に改め、同表電気自動車の項省エネルギー設備の種類欄及び同項省エネルギー設備の要件の欄(4)中「電気自動車」を「電気自動車等」に改め、同表に次のように加える。

集合住宅用充電設備	国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている集合住宅用充電設備であること。	住民のみ利用できる場合 設備本体の購入費に係るクリーンエネル
-----------	-----------------------------------------------------------------------	-----------------------------------

		<p>ギー補助金の額に3分の1を乗じて得た額 又は 500,000 円のうち、いずれか少ない額</p> <p>住民以外も利用できる場合 設備本体の購入費に係るクリーンエネルギー補助金の額に3分の2を乗じて得た額 又は 1,000,000 円のうち、いずれか少ない額</p>
住民の合意形成のための資料作成	<p>管理組合が住民の合意形成のために作成した集合住宅用充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し及びマンション等の管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録</p>	150,000 円

別記第 1 号様式中

「

導入する	住宅用充電設備等	補助金交付申請額
------	----------	----------

住宅用充電設備等	太陽熱利用システム	円
	家庭用燃料電池システム	円
	定置用リチウムイオン蓄電システム	円
	断熱窓	円
	電気自動車	円
	V 2 H 充放電設備	円

を

「

導入する 住宅用充電設備等	住宅用充電設備等	補助金交付申請額
	太陽熱利用システム	円
	家庭用燃料電池システム	円
	定置用リチウムイオン蓄電システム	円
	断熱窓	円
	電気自動車等	円
	V 2 H 充放電設備	円
	集合住宅用充電設備	円
	住民の合意形成のための資料	円

に、

「

<input type="checkbox"/>	電気自動車を購入する 場合	自動車検査証の登録年月日又は交付年月日 年 月 日
--------------------------	------------------	------------------------------

を

「

<input type="checkbox"/>	電気自動車等を購入する 場合	自動車検査証の登録年月日又は交付年月日 年 月 日
<input type="checkbox"/>	住民の合意形成のため	資料完成日 年 月 日

	の資料
--	-----

」

に改める。

別記第 3 号様式を別記第 5 号様式とし、別記第 2 号様式中

「	・電気自動車	円
	・V 2 H 充放電設備	円

2 不交付決定

」

を

「	・電気自動車等	円
	・V 2 H 充放電設備	円
	・集合住宅用充電設備	円
	・住民の合意形成のための資料	円

2 不交付決定

」

に改め、同様式を別記第 4 号様式とし、別記第 1 号様式の次に次の別記様式を加える。



第2号様式（第4条第1項）

浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（リース用）

年 月 日

（宛先）浦安市長

リース事業者 住 所  
 名 称  
 代表者職・氏名  
 電話番号

リース先 住 所  
 （ふりがな）  
 氏 名  
 電話番号

浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

導入する住宅用設備等	住宅用設備等	補助金交付申請額
	太陽熱利用システム	円
	家庭用燃料電池システム	円
	定置用リチウムイオン蓄電システム	円
	断熱窓	円
	電気自動車等	円
	V2H充放電設備	円
	集合住宅用充電設備	円
	住民の合意形成のための資料	円
交付申請額合計		円

該当する場合の□欄に「レ」を付けたうえ、項目を記入してください。

□	住宅用設備等を導入する場合	設備の設置工事の開始日	年 月 日
		設備の設置工事の完了日	年 月 日
□	住宅設備等が設置された住宅を購入する場合	住宅の引渡日	年 月 日
□	電気自動車等を導入する場合	自動車検査証の登録年月日又は交付年月日	年 月 日

<input type="checkbox"/>	住民の合意形成のための資料	資料完成日	年	月	日
--------------------------	---------------	-------	---	---	---

市税の納付状況の確認に係る同意署名欄

市税の納付状況について、市が保有する情報により確認することに同意します。
リース先署名（自署）

第3号様式（第4条第1項第6号）

貸与料金の算定根拠明細書

（宛先）浦安市長

リース事業者 住 所  
名 称  
代表者職・氏名  
電 話 番 号

リース先 住 所  
氏 名  
電 話 番 号

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。

また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	リース期間（月数）	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		浦安市補助金(a)	国の補助金(b)	合計(c) ((a)+(b))	補助金なしの場合(d)	補助金ありの場合(e)	差額(f) ((d)-(e))

（注意事項）

- 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後又は入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- 浦安市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

別記第 5 号様式の次に次の別記様式を加える。

第6号様式（第7条）

委任状

年 月 日

（宛先）浦安市長

委任者（リース先）住所

氏名（自署）

私は、浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の受領に関する権限を下記のとおり委任します。

記

1 委任内容

浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の受領について

2 受領者（リース事業者）

住所

名称

代表者職・氏名

第7号様式（第10条第1項）

浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け浦環保第 号をもって浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付決定を受けた設備について、浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付規則第10条第1項の規定により下記のとおり処分の承認を申請します。

記

処分する設備 ※該当するものに☑	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 断熱窓 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> 電気自動車等 <input type="checkbox"/> V2H充放電設備 <input type="checkbox"/> 集合住宅用充電設備 <input type="checkbox"/> 住民の合意形成のための資料
処分の方法 ※該当するものに☑	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> 担保 <input type="checkbox"/> 破棄 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> その他（                      ）
処分の時期	年 月 日（から 年 月 日まで）
処分の理由	※具体的に記述してください。
処分の条件	※処分によって収益があった場合は、その額を記載してください。

第 8 号様式（第 10 条第 3 項）

浦環保第 号  
年 月 日

浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認  
・不承認通知書

様

浦安市長

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり承認（不承認）としたので、浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 決定区分 承認（不承認）
- 2 承認の条件（不承認の理由）
  
- 3 納付額 円

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表家庭用燃料電池システムの項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、施行日以後に住宅用設備等の導入に係る設置工事を開始し、又は住宅用設備等を購入した場合について適用する。
- 3 改正後の規則は、令和5年4月1日からこの規則の施行の日前までに電気自動車等、集合住宅用充電設備又は住民の合意形成のための資料作成の導入をした者についても適用する。